

# ペットのための遺言書

## 見本

第1条 遺言者は、下記に表示の財産を遺言者の知人茨木 市朗（昭和23年1月1日生 住所：大阪府茨木市駅前三丁目8番13号）に遺贈する。①なお、本条の遺言執行者として前記茨木 市朗を指定する。②

（財産の表示）

(1) 呼称	イバラキ	} ③
種類	犬	
品種	柴犬	
性別	メス	

2. 遺言者は前記茨木 市朗が前項の財産を終生飼養することを条件に、本遺言効力発生時点において下記計算式にて算出された X の金額を、遺言者が有する預貯金等金融資産を換価又は換金された金額から遺贈する。④

（計算式の表示）

(1)  $((15 \text{ ⑤} - (10 \text{ ⑥} + \text{本遺言作成日から本遺言効力発生日までの経過年数})) \times 120,000 \text{ 円} \text{ ⑦} + 50,000 \text{ 円} \text{ ⑧}) \times \text{前項(1)にて所有する財産の数} = X$   
ただし、計算の結果が負数の場合 X は一律 170,000 円⑨に前項(1)にて所有する財産の数を乗じた金額とする。なお、計算式中の経過年数に1年未満の月数が生じる場合には1年未満の月数を1年へ切り上げる取り扱いとする。

第2条 前記茨木 市朗が遺贈を放棄し、又は遺言者に先立って死亡した場合には、同人に遺贈するとした第1条の財産は、摂津 市朗（昭和41年4月1日生 住所：大阪府摂津市三島一丁目1番1号）に遺贈する。なお、本条の遺言執行者として前記摂津 市朗を指定する。⑩

第3条 遺言者は、本遺言の遺言執行者に対し、次の権限を付与する。

- (1) 預貯金の名義変更、解約及び払戻し
- (2) 第1条に定める財産の保全のために必要な捕獲、保護等の権限及び当該財産保全のために必要な範囲で遺言者の所有する不動産への立ち入りができるとする権限を付与する。⑪
- (3) 遺言執行者は、本遺言の執行に関し、これを代理人に行わせることができる。⑫

⑬ } 令和●年●月●日  
鬼来 二郎 ⑭

### 【左記の数字のご説明】

☆「ペットのための遺言書」に記載した数字ごとに説明します☆

- ① ペットを相続人以外に引き継ぐ場合は「遺贈する」と記載し、その人の氏名、生年月日、住所を明記しましょう。
- ② 遺言内容を実現するために手続きをする人（遺言執行者）を選んで指定しましょう。
- ③ ペットの名前、種類、品種、性別を記入して特定します。
- ④ ペットの引き継ぎ相手には、飼育費（ごはん代、医療費など）も一緒に渡せるようにしましょう。以下⑤～⑩は渡す金額の一例です。
- ⑤ ペットの平均寿命を記載します（例：犬は15歳）
- ⑥ ペットの現在年齢を記載します（例：10歳）
- ⑦ 月のごはん代（例：1万円）を記載します。
- ⑧ 年間の医療費（例：5万円）を記載します。
- ⑨ ペットが長生きした場合の費用は、一定額（例：17万円）を基準にします。
- ⑩ 引き継ぎ相手が辞退したり先に亡くなった場合の次の引き継ぎ先も書いておきましょう。
- ⑪ 遺言者が孤独死した場合などに備え、執行者がペットを保護するために家に入れる権限を記載します。
- ⑫ 執行者が別の人に手続きをまかせられるようにする権限も記載しておきます。
- ⑬ 自筆遺言書の場合、全文自筆（一部例外もあります）で、日付、署名、捺印が必要です。

### 【ご注意】

- ・この遺言書は、ペットの引き継ぎに特化したものです。不動産や預貯金などは別に遺言書を作成してください。
- ・あとから別の遺言を作ると、内容によってはこの遺言の内容が無効となる場合があります。
- ・家に入る権限などは「死後事務委任契約」も検討してください。

### 【本書に関するお問い合わせ先】

動物共生団体 ペットと友に  
（北摂パートナーズ行政書士事務所内）  
住所：大阪府茨木市新中条町10番14号関山ビル203  
電話：0120-65-6964（フリーダイヤル）